

第185回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 電子入札システムの改修等について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(2) 口座振込以外の方法による特別定額給付金の給付について</p> <p>(3) 区福祉保健センター業務における関係機関とのWEB会議システムによる会議開催について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(4) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【身体障害者手帳交付に関する事務 全項目評価書(再実施)】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 ア 鶴見区市立保育所における防犯カメラ運用・管理事務 イ 青葉区市立保育所防犯カメラ運用事務 ウ 職員のお客様対応状況の記録事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 防災啓発イベント事業 イ 放課後児童健全育成事業の届け出受理事務</p> <p>(3) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 横浜市オンライン両親教室事業</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年9月26日～令和2年10月23日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和2年10月28日(水) 午後2時～午後3時15分</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと4</p>
<p>出席者</p>	<p>中村委員、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員(委員は全員WEB会議での参加)</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開(傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)から(4)までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開会】 (事務局) それでは、ただいまから第185回横浜市個人情報保護審議会の御</p>

審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、令和2年10月1日から新田委員の後任として新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。人権擁護委員の永井恒雄委員です。永井委員、ひとこと御挨拶をお願いします。

【永井委員御挨拶】

(事務局) 次に、本日の定足数について御報告いたします。

本日は、板垣委員は14時50分頃に御退席、加島委員は15時50分頃に御退席されます。また、三品委員、吉田委員は少し遅れておりますが、まもなく出席されます。そのような状況ですが、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしておりますので、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。

(中村会長) 三品委員、吉田委員は、いま出席されたようですので、全員揃ったかと思えます。では、ただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思えますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では本日はWEB会議にて開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第184回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(中村会長) 本日の案件の審議に入る前に、前回(令和2年9月)審議会の案件について、事務局から報告があります。

(事務局) 前回(令和2年9月)審議会の案件5「医療保険のオンライン資格確認等の導入に伴う業務の委託について」、審議にお諮りした際に、委員から委託先における対象システムのアクセスログの保存期間について御指摘をいただきました。その点について、担当係長より御説明いたします。

(事務局) 審議会後に加島委員から情報提供をいただき、所管課にも確認した結果、個人情報を取り扱う本件システムにおけるアクセスログの保管期間は、審議をいただいた際には「システムの終年度まで」となっていました。正しくは「(システムにアクセスした時から)7年」であることが判明いたしました。そのため、審議資料を訂正させていただきます。

報告は以上です。

(中村会長) 加島委員、情報提供をありがとうございました。ただいまの事務局の報告につきまして、何かございますか。

(各委員) <質疑応答>

(中村会長) 特に御質問等がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承といたします。

(1)【案件1】電子入札システムの改修等について(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。まず、案件1「電子入札システムの改修等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

今回、委託の中で取り扱う情報として、事業者の持つ口座情報と個人事業主の個人情報全般についての審議を求めているということですね。

(所管課) そのとおりです。

(加島委員) 参考にお聞きしたいことがあります。7ページ「5 取り扱う個人情報」の、対象者1の「個人情報の種類」の、電子データの部分に当たるかと思えます。入札参加資格者の過去の指名停止の状況や、入札資格でIS014001、いわゆる環境への配慮について確認することもあると思えますが、これらの情報は収集していないのでしょうか。

(所管課) いずれも、事業者から申請してもらう情報とはなっていません。

(加島委員) 所管課では、これとは別に収集しているということですね。

(所管課) 指名停止措置は、横浜市からその時々で必要に応じて措置を行っているものです。事業者から申請してもらう情報にはなっていません。

(加島委員) わかりました。

(三品委員) 5ページ及び6ページの「4 個人情報の管理体制」に記載がある「電子データの廃棄方法」について、記載されている「職員立ち合いの上」の職員とは横浜市の職員ですか。

(所管課) はい、横浜市職員です。

(中村会長) 基本的には、昨年、委託の際に議論したところだと思います。ほかに御意見はありませんか。それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(2)【案件2】口座振込以外の方法による特別定額給付金の給付について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)**

(中村会長) 次に、案件2「口座振込以外の方法による特別定額給付金の給付について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 口座振込による給付ができないという情報はどのようにして入手しているのですか。本人の申請に基づくものですか。

(所管課) 申請者からの申請に基づいて口座振込以外の方法による給付を行います。申請書にその旨を記載してもらいます。

(中村会長) ほかに御質問はありませんか。それでは、案件2を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3)【案件3】区福祉保健センター業務における関係機関とのWEB会議システムによる会議開催について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件3「区福祉保健センター業務における関係機関とのWEB会議システムによる会議開催について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) Webexを使うということは、この個人情報保護審議会のWEB会議で使用している会議システムと同じシステムを使うということですね。

(所管課) はい。

(板垣委員) 地域ケアプラザや福祉保健の業務は、かなり繊細な情報を取り扱うのでセキュリティの観点も大事です。

また、この個人情報保護審議会のWEB会議も、音声途切れたり、回線がなかなか繋がらなかったりといった問題が付いて回っています。

リモートでの業務が何箇所か続いてきましたが、運用のスムーズさという点で、横浜市全体としてはWEB会議に慣れてきていますか。

(所管課) 部署や職員によってWEB会議をする機会がまちまちなので、習熟度にバラつきがあります。ただ、区役所でもいろいろな研修や会議を

WEBで開催する機会が多くなっていますので、そのような部署は大分慣れてきているかと思えます。

通信回線については、例えば私が所属する中区役所では、ポケットWi-Fiを使用しています。

参加者100人規模でWEB会議を実施したことはありませんが、小規模な、5、6人での会議では今のところ支障はありません。

(板垣委員) 福祉の業務には非常にセンシティブな情報がたくさんあります。これまでWEB会議で情報のやり取りができなかったとすると、かなり仕事がやりにくかったのではありませんか。

(所管課) 基本的にカンファレンスは、集まるか、集まらずに書面で情報を相互に送って確認するかになります。しかし、書面だけだと固定された情報の交換だけになるため、カンファレンスで「この情報があるならこれもあるし、こういう可能性もある」と相互に議論して支援を構築していくことがどうしてもできません。そのため、これまでは天候が悪くても集まって会議を行ってきました。

新型コロナの感染症対策で集まることが容易にはできなくなってしまい、頻度が下がってしまいました。支援対象者の状況は日々変わっていきますので、間があいてしまえば情報が古くなり支援が遅れてしまうことも生じていました。その結果として、救急搬送されたり、5月、6月には、安否確認に行ったら倒れていた人がいたりしました。WEB会議で他機関と相互に情報を共有することは非常に重要だと考えています。

(大谷委員) カンファレンスに参加する社会福祉協議会や地域ケアプラザ、ケアマネージャーなどの専門職は何人くらいですか。どこにカンファレンスにふさわしいセキュアな場所を用意していますか。

(所管課) 区役所では会議室を使用することが多いです。かなりプライバシーに関わる話をしますので、必ず閉じられた空間で開催します。

地域ケアプラザはカンファレンスルームや相談室を使います。医療機関でも同様です。開催場所は従来から配慮されてきました。

(大谷委員) Webexを使ったカンファレンスやオンライン会議は、会議内容の盗聴を防ぐための技術的な対策のみを重点に取られている仕組みだと聞いています。ミーティングに参加するためのパスワードなどの情報の伝達方法も主催者側で工夫してもらえるとのことですので、個人情報保護の面でも問題は少ないと思います。

カンファレンスに参加する人たちはそれぞれ意識が高い方々が揃っていると思いますが、やはりオンライン会議そのもののやり方に不慣れで、何らかの補助者を必要とする人もいる可能性があります。実際に利用する環境などについても配慮してください。

我々も、個人情報保護審議会のWEB会議に参加する上での注意事項をあらかじめ事務局から案内されています。ほかのオンライン会議にも共通すると思いますが、参加する側で何に気を付けてどのような環境を整えて参加すればよいのかを、参加者に分かりやすく伝えるマニュアルを整備するなど、何らかの対応をすることをお勧めしたいです。

(中村会長) 今の太谷委員の指摘は私も非常に重要だと思っています。閉じられた空間での会議では、情報の管理はしやすいですが、WEBのように空間的に広がっていくところでの情報の管理は、それぞれがとても気をつけなければいけないと思います。今後、配慮をお願いします。

(鈴木委員) 福祉職の人たちが在宅勤務等で自宅からWEB会議に参加することも想定していますか。

(所管課) 今のところ想定していません。主催者が区役所になります。端末が区役所に置いてあり、区役所で用意する回線を使って接続します。

(鈴木委員) カンファレンスに参加する相手の医療機関などの人が自宅から参加することも想定していないのですか。

(所管課) そのとおりです。

(鈴木委員) それぞれ職場で参加することが前提ですね。

(所管課) はい、各組織の用意している端末を、そのインターネット回線で接続することを想定しています。

(鈴木委員) オンラインで会話するのにもさることながら、それに付随して書類でもやり取りされますので、届いた書類の管理にも気を遣う必要があると感じました。参加する場所が職場であれば、従来どおりということなので安心しました。

(土井委員) この議題のWEB会議自体は大変必要だと思っています。24ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の③の欄で、「思想」、「信条」、「宗教」にチェックが付いています。その下の「収集している理由」の欄は、どれかにチェックを付けるものかと思っていましたが、そうではないのでしょうか。その下の「個人情報の収集方法」の欄では、「本人以外から収集している理由」として「2号」、「5号」、「6号」にチェックがあります。であれば、③の欄も同じかと思いましたが、ここはチェック不要なのでしょうか。

(事務局) 土井委員の御指摘のとおり、③の「収集している理由」の欄もどこかにチェックが入らないとおかしいです。確認して修正します。次回の個人情報保護審議会で報告します。

(中村会長) では次回報告をお願いします。ほかに御意見等ございますか。それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4)【案件4】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【身体障害者手帳交付に関する事務全項目評価書（再実施）】

(中村会長) 次に、案件4「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【身体障害者手帳交付に関

する事務 全項目評価書（再実施）】の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(土井委員) 評価書の13ページ「委託事項5」が今回新たに追加された内容ですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 「委託事項5」の「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」で、「専用線」と「紙」に○がついています。電子媒体で渡すことはせずに専用線があるところに委託するのでしょうか。

(所管課) システムとしては、LGWANを想定しています。

(土井委員) LGWANを経由してできるところに委託するのですか。

(所管課) はい。

(土井委員) だから専用線しかないのですね。分かりました。紙は必要なのではないでしょうか。

(所管課) 写真のデータ等もあります。写真もそのまま提出してもらうことがあります。紙とLGWANの両方にしています。

(大谷委員) 全項目評価書の最後に、「過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容」という別紙がついています。重大事故の基準が、100件を超えるものですので、書き方としては問題ないと思いますが、100件以下のものも幾つかあったのではないのでしょうか。それらも含めてどのくらい事故が発生していましたか。評価実施機関全体ということになるで、所管課では回答しづらい内容かと思いますが。

(事務局) 100件以下の数字は、年度をかなりまたいでいるので、具体的な数字として準備がありません。今後、別途集計して報告することも考えます。

(大谷委員) この評価書の書き方として重大事故に限定しているということですが、やはり評価実施機関全体で見たときの、細かいものも含めてインシデントの量も、本来リスクの一つとして見なければいけないと思います。運用方法としてはこれで十分だと思いますが、今後、点検を行う我々にとって、補足情報として全体像が分かるよう伝えてもらえると検討がしやすいのではないかと思います。

(事務局) 全項目評価書には、毎回、重大事故の一覧を付けています。今いただいた御意見として、100件以下のものについても、別途、委員の皆様へ情報提供する必要があると理解しました。

前年度の事故については、年度初めの審議会会で件数を報告しています。P I Aの審議の時にも、改めて年度ごとに何件くらいの事故があったのかを報告したほうがよいということでしょうか。

(大谷委員) 毎年報告してもらっているのは承知しています。事務的に負担でなければ、このP I Aの対象となっている事務に関係したところでどのような事故があったのか、件数レベルでいいので用意してもらえ

ると、評価の内容の適切さについて検討できるのではと思います。事務的な負担もあるかと思うので、ここで決めるというよりは、今後の補足説明資料の必要性について検討してもらい、次の評価の時点で事務局の見解を示してもらえればいいです。

(事務局) 対象所管課の過去3年間の漏えい事故を別途まとめるということでもいいでしょうか。

(大谷委員) それができたら非常に有り難いです。

(事務局) 参考資料で準備します。

(中村会長) では事務局で対応をお願いします。ほかに御意見はありませんか。

それでは、このあと、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入ります。附帯意見として挙げておくことはありますか。先ほどの大谷委員の意見は、本件についての附帯意見ということではないと思います。

それでは、附帯意見とすべき御意見はなかったと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 鶴見区市立保育所における防犯カメラ運用・管理事務

イ 青葉区市立保育所防犯カメラ運用事務

ウ 職員のお客様対応状況の記録事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 防災啓発イベント事業

イ 放課後児童健全育成事業の届け出受理事務

(3) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告

横浜市オンライン両親教室事業

(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年9月26日～令和2年10月23日)

(2) その他

(中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

	<p>配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>24ページの1の(1)、健康福祉局健康安全課の「医療手当額等の通知書の誤送付」についての報告は、毎回延び延びになっています。何か特殊な事情があるのですか。</p> <p>(事務局) 健康安全課は、新型コロナのいろいろな対応をしている部署です。限られた人数で行っているため、報告は適時していますが、事故報告書の取りまとめまでは手が回らず、審議会に報告する形には仕上がっていないと聞いています。</p> <p>(中村会長) 分かりました。</p> <p>(吉田委員) 23ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」ですが、事務の目的は「法律等専門相談員による相談を行います」と書かれていますが、個人情報の記録項目は「氏名」と「電話番号」だけです。相談内容は記録されないのでしょうか。</p> <p>(事務局) 相談を希望する区民を、弁護士など専門家につなぐという内容です。相談内容について事務所管課で収集するものではありません。</p> <p>(吉田委員) 分かりました。</p> <p>(中村会長) ほかに何か御意見はありますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、11月25日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>「横浜市の情報公開と個人情報保護 令和元年度運用状況報告書」が先般まとめ、記者発表しました。今日は資料が間に合わなかったため、次回、資料をお送りして、御説明します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第185回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第185回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p>

	2 特記事項
--	--------

次回は令和2年11月25日（水）午後2時から開催予定
（WEB会議の方法により開催予定）

本会議録は令和3年1月27日第186回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規
